

「林野火災注意報」「林野火災警報」発令時の対応について

滋賀県希望が丘文化公園

令和8年1月1日から「林野火災警報」が発令された場合、「火の使用の制限」として、公園内での炊事やキャンプファイヤー等が規制の対象となる。

林野火災注意報			林野火災警報		
活動内容	可否	説明	活動内容	可否	説明
焚き火	△	周囲の安全が確保できること 就寝前に必ず鎮火させること	焚き火	×	禁止
キャンプファイヤー	△	周囲の安全が確保できること 就寝前に必ず鎮火させること	キャンプファイヤー	×	禁止
薪を使った炊事	△	炊事場は可能 サイト内では周囲の安全を確保すること 就寝前に必ず鎮火させること	薪を使った炊事	×	禁止
炭を使ったBBQ	○	周囲の安全が確保できること 就寝前に必ず鎮火させること	炭を使ったBBQ	△	周囲の安全が確保できること 就寝前に必ず鎮火させること
石油ストーブ	△	周囲の安全が確保できること テント内での使用はしない	石油ストーブ	△	周囲の安全が確保できること テント内での使用はしない
花火	△	周囲の安全が確保できること 青年の城では第1ファイヤー場のみで可能	花火	×	禁止

※周囲の安全が確保できることとは

- ・落ち葉等、周囲に燃え移る可能性があるものを事前に除去する
- ・風がある場合は風防、陣幕等で火の粉の飛散を防止できること
- ・常に火の番ができること
- ・一時的にトイレ等で無人になる場合は、他の者(大人)が火の番ができること